

上田市有収率向上対策業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、上田市上下水道局が上田市有収率向上対策業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定するため、必要な手続等について定めることを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

上田市有収率向上対策業務委託

(2) 履行区域

本業務の履行区域は、上田市水道事業給水区域とします。

(3) 業務の内容

受託者は、施設の現況分析（有収率、配水量等）、漏水調査を行い、令和3年度末の有収率84.24%に対し、令和7年度までに目標有収率90%以上を目指す。

(4) 業務履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和8年2月26日までとします。

(5) 提案上限額

74,500,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

但し、上記金額は設計金額（予定価格）を示すものではありません。

また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとします。

(6) 年次別委託料の上限額

令和4年度 18,700,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和5年度 18,600,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和6年度 18,600,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

令和7年度 18,600,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、別に定める提案見積書（様式第2号）に4年間の委託料総額（消費税及び地方消費税抜き）を明記して提出してください。なお、見積内訳書（任意様式）も添付してください。

(8) 契約保証金

受託候補者は、委託契約の締結にあたり、契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければならない。ただし、上田市上下水道事業会計規程（平成18年公営企業管理規程第9号）第141条に基づく上田市財務規則（平成18年規則第45号）第124条第4項の規定により契約保証金を免除することがあります。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令和 4・5 年度上田市物品入札（見積）参加願提出業者名簿に登録されている、「役員・業務委託」の「漏水調査」の届出が出されている者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、上田市の指名停止措置基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込書の提出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。委託業務を処理するための特定個人情報の取扱いに当たっては、上田市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 13 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定を遵守しなければならない。
- (8) 常時雇用関係にある業務責任者を配置できること。また、監査役としての技術者を照査技術者として配置できること。
- (9) 平成 29 年度以降に、給水人口 10 万人以上の水道事業体において、委託業務内容（漏水調査）を受託した実績があり、現在も履行中または完了した実績があること。また、長野県内に事務所を有し雇用関係の技術者が常時在籍していること。

4 業務提案書等の提出

参加事業者は、別紙の特記仕様書により業務提案書等を作成し、次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

公告日から令和 5 年 1 月 16 日（月）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

上田市上下水道局 上水道課

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、提出後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出書類

ア 参加資格確認書類 1部

イ 業務提案書（様式第1号を表紙として、内容は任意様式） 正本1部、副本9部

ウ 提案見積書（様式第2号） 1部

(6) 参加資格確認書類の内容

ア 会社概要関係書類 資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの

イ 長野県税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの

ウ 個人情報保護の取り組み内容等が確認できるもの（プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等の認証を取得していることを証明できる書類の写し、個人情報保護方針の写し等）

エ 類似業務受託実績表（任意様式）

(7) 業務提案書の記載内容

業務提案書は、次の章立てに沿って作成してください。

ア 会社概要

① 会社概要及び財務状況（直近3か年の各会計年度における損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書）

② 業務実績（当該委託業務と同様のもの（全部又は一部）、過去5年間）

イ 業務実施体制

① 業務技術者に関する事項（経験、年齢等）

② 業務従事者に関する事項（人数、経験、年齢等）

③ 指揮命令系統と責任体制に関する事項

④ 安全管理や社員教育等に関する事項

ウ 業務実施計画

① 調査方法及び業務スケジュール（準備期間及び履行期間）

② 調査機材の保有状況や調達方法

③ 調査における重点項目と目標設定

④ 有収率向上に向けた方策、提案

⑤ 提供される配水量や有収水量のデータを活用した調査方法の提案

⑥ 上田市の衛星調査等の成果である漏水情報を活用した調査方法の提案

(8) 業務提案書の作成形態

原則として日本工業規格A4版サイズとし、作成は日本語とします。なお、様式は任意としますが、所定の表紙（様式第1号）、目次及びページ番号を付けることとし、電子記憶媒体による提出は認めません。

(9) 提案見積書

提案見積書（様式第2号）及び見積内訳書は、厳重に封函・封印し、業務提案書と併せて提出してください。

(10) その他

- ア 業務提案書等の作成に係る一切の費用は参加事業者の負担とします。
- イ 提出後の業務提案書等の訂正、追加及び再提出は認めません。
- ウ 提出された業務提案書等は返却しません。
- エ 提出された業務提案書等は非公開とする。
- オ 所定の表紙（様式第1号）を除く業務提案書には会社名等はいれなくてください。
- カ 衛星による漏水調査結果の成果品閲覧及び入力のための（別紙、仕様書第2章5項記載）アカウントを委託者にて3個用意するが、追加が必要な場合は1アカウントにつき年間40万円の費用を見込んで見積もること。
- キ 同一人、又は同一住所の者がした2通以上の業務提案書は無効とする。

5 質問の受付及び回答

参加申込事業者は、業務提案書作成等に係る質問を質問書（様式第3号）により行うことができます。

(1) 提出期間

公告日から令和4年12月23日（金）正午まで

(2) 提出場所

上田市上下水道局 上水道課

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールとします。なお、受信確認は送信者の責任において行ってください。

FAX：0268-75-1381

電子メール：josuido@city.ueda.nagano.jp

(4) 質問に対する回答

質問者を匿名化したうえで、市ホームページに掲載します。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書提出後、要件を満たした参加申込事業者にはプレゼンテーションを実施していただきます。

(1) 日時及び場所

令和5年1月27日（金） 上田市真田地域自治センター 201会議室

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、1事業者あたり30分以内（質疑応答10分を含む）

(3) その他

ア プレゼンテーションを行う順番は、業務提案書の受付順とします。

イ プレゼンテーションは、提出された業務提案書に基づいて行うものとし、業務提案書に添付されていない新たな資料等の提出はできません。

ウ プレゼンテーションに参加できる人数は3人までとし、参加申込事業者は、プレゼンテーション出席者報告書（任意様式）により出席者を報告してください。

エ プレゼンテーションの参加に係る一切の費用は参加申込事業者の負担とします。

オ プレゼンテーションは非公開とします。

7 審査方法

(1) 選定委員会

業務提案書等の評価は、上田市有収率向上対策業務委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行います。

(2) 評価方法

上田市有収率向上対策業務委託プロポーザル評価基準に基づき、審査委員ごとに提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点します。

(3) 受託候補者の選定

委員会は、最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定します。なお、受託候補者に対する委員会の評価が一定水準に達しない場合（評価に基づく総合得点が満点中、5割未満）は、受託候補者として選定いたしません。

8 選定結果の通知

(1) 応募者全員に対して書面により結果を通知します。

9 契約の締結

(1) 上田市上下水道局契約規程に基づき、受託候補者と業務委託契約を締結します。

(2) 業務委託の条件等は、受託候補者と協議のうえ、別に定めるものとします。

(3) 受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位だった者から当該業務委託について交渉を行うことがあります。

10 プロポーザルの瑕疵

(1) プロポーザルにおける申込事業者の手續及び提出書類について、その内容等に瑕疵

があることが判明した場合は、委員会で審査を行い、対応を決定します。

- (2) 委員会は、必要に応じて参加事業者に対し、その瑕疵についてヒアリングを行う場合があります。
- (3) その瑕疵が重大または悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、プロポーザルに係る既決定事項を取り消す場合があります。
- (4) 次のいずれかの事由が生じた場合、受託候補者の決定を取り消します。
 - ア 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合。
 - イ 契約締結前に指名停止となった場合。

11 プロポーザル日程表

No.	内容	日程
1	プロポーザル実施の告示	令和4年12月2日（金）
2	質問の受付	令和4年12月2日（金）から 令和4年12月23日（金）まで
3	質問に対する回答	令和5年1月6日（金）
4	業務提案書提出期間	令和4年12月2日（金）から 令和5年1月16日（月）まで
5	業務提案書に関するプレゼンテーション	令和5年1月27日（金）
6	結果の通知	令和5年2月上旬
7	契約締結	令和5年2月上旬

12 評価基準

別紙提案審査基準表のとおり

※注意点

- ア 提出期間は、土曜日、日曜日及び祝日を含みません。
- イ 提出期間における受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ウ 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行ってください

13 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

- (1) 担当及び各書類提出先

〒386-2201 上田市真田町長 7178-1

上田市上下水道局 上水道課 担当：萩原（係長）・市村（担当）

(2) 電話番号 0268-72-4253

(3) F A X 0268-75-1381

参考資料：過去5年の有収率

地区名	有 収 率 (%)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上田地区	90.19	90.80	91.42	93.11	93.91
丸子地区	70.55	69.81	69.18	67.46	66.32
菅平地区	53.71	46.91	50.92	41.59	40.49
真田地区	79.42	76.53	75.97	70.17	71.34
武石地区	62.57	67.49	66.54	65.09	65.45
全 体	83.62	83.54	84.01	84.10	84.24

